

光華寮事件をめぐる法的諸問題

浜谷英博

目次

はじめに

一、事実経過

二、裁判経過

(一) 京都地裁判決（昭和五二年九月一六日民事四部）

(二) 大阪高裁判決（昭和五七年四月一四日民事六部）

(三) 京都地裁判決（昭和六一年二月四日民事三部）

(四) 大阪高裁判決（昭和六二年二月二六日民事一〇部）

三、大阪高裁判決後に見る中華人民共和国側の主たる主張

四、裁判を通した主たる論点の解説及び私見

(一) 中華民国消滅論（当事者能力を含めて）

(二) 光華寮の公有財産論（権利保護の資格を含めて）

(三) 政府承認切替えによる公有財産の所有権・支配権の移動（当事者適格を含めて）

(四) 日中共同声明及び日中平和友好条約と国内法の適用による当該判決の法的関係

(五) 光華寮の取得時効論

(六) その他

おわりに（光華寮事件の背景と展望）

光華寮事件をめぐる法的諸問題（浜谷）

はじめに

このところ日中関係に軋みが目立っている。数年前からの教科書問題、靖国神社公式参拝問題、更には藤尾発言問題と互いの歴史的観点から発する重要な問題が矢継ぎ早に起こり、一九八七年に入ってからには日中貿易不均衡問題、対GNP比一%枠を突破したわが国の防衛費の問題が大きく取り上げられている。

これらの問題と並んで、日中両国間の軋みを一気に増幅させた感のあるのがいわゆる「光華寮問題」である。

新聞報道でも中国側の不快感を表わす文字が紙面を大きく占め、現在のところ最大の懸案といった趣を呈している。

一九八七年中には竹下自民党幹事長（当時）、矢野公明党委員長、宇都宮参院議員らの政治家が相次いで訪中したが、彼らに対する中国側の発言は、一貫して日本政府の態度に対する懸念の表明と受け取ることができる。

特に一九八七年一月に訪中した土井社会党委員長に対しては、中国の最高実力者である鄧小平党中央軍事委員会主席が、「光華寮問題はそれ程大きな問題ではない。竹下首相によって簡単に解決できる」と述べ、政府の関与による政治的解決が可能であるとの見解を示した。

またそれに先立って行われた土井—趙（党総書記）会談においても趙氏は、「光華寮問題は日中共同声明及び日中平和友好条約の原則に違反するか否かの問題であり、日本政府が解決のために努力するのが当然で、日本政府にはその能力がある」と述べた。

更に朱良・党中央対外連絡部長は、一九八〇年代に入ってからの日台関係の著しい発展に不快感を示すと共に、日

本に存在する台湾政府名義の登記済財産は光華寮だけではないことを挙げ、「これは『二つの中国』とか『一つの中国』、一つの台湾』を作り上げようとする陰謀である」と決めつけた。

同じ頃公明党の招きで来日中の孫平化中日友好協会々長も「中国側の態度に変化はなく、あくまでも『一つの中
国』の原則論を貫く」^④ことを強調している。

これらの発言を要約すると、日本は日中共同声明によって一つの中国、即ち中華人民共和国政府を唯一の合法政府として承認したのであるから、この精神に基づいて、この誤った判決を政府の努力によって解決すべきだ、ということである。

これに対する日本側の反応は、後藤田官房長官（当時）が、三権分立の原則に基づく司法判断である以上「政府としての意見は差し控えたい」^⑤と述べ、これが公式の政府見解となっている。

この他には伊東自民党政調会長（当時）が、七月六日の講演の中で、民事訴訟法第二六二条を引用しながら「裁判所は政府の意見を聞けることになっており、それを求められたならば政府は、日中共同声明の原点に立った判断を示すべきだ」^⑦（要約）と発言した。

ただし同時に「政府に聞くか聞かないかは裁判所の問題」（同）として、裁判所の主体性を一応認める姿勢を示しているが、この時期の与党首脳の発言は、司法権独立の厳正さを貫く司法当局への牽制として受け取られかねないことに配慮すべきである。

更に宇都宮参院議員をはじめとする各界有志の代表が一月一〇日に国会内で記者会見し、光華寮問題について「新内閣成立に当たりわが政府は、憲法、条約、国際法規にのっとり、速やかに解決すべきだ」^⑧との声明を発表し

た。

このように数多くの発言のマスコミ報道は、司法判断の圧力にさえなりかねない。この状況の中で本件を純法律的に論ずることは本件の性質上も容易ではないが、本稿においては、あくまでスタンスを法律的立場、即ち憲法、条約、国際法規及び国内法に置き、これらにのっとって論を進めたい。

即ち本稿の目的は、現段階での裁判所の判決が、果たして中華人民共和国の言う日中共同声明及び日中平和友好条約の精神に反するものなのか否かの検証になる。

注

- ① 昭和六二年一月一七日付読売及び毎日新聞参照。傍点は筆者。
- ② 昭和六二年一月一四日付毎日新聞参照。傍点は筆者。
- ③ 昭和六二年一月一五日付読売新聞参照。
- ④ 昭和六二年一月一〇日付毎日新聞参照。
- ⑤ 昭和六二年二月二七日付朝日新聞参照。
- ⑥ 民事訴訟法第二六二条「裁判所ハ必要ナル調査ヲ官庁若ハ公署、外国ノ官庁若ハ公署又ハ学校、商工会議所、取引所其ノ他ノ団体ニ囑託スルコトヲ得。」当該条項の意図はあくまで「事実の確認」であって、裁判所が政府の政治的判断や解釈を求めらるものではない。
- ⑦ 昭和六二年七月九日付毎日新聞参照。伊東氏の発言を受け、中曽根首相（当時）は、八日の衆議院本会議で、最高裁で争中の問題であり裁判介入は控えるとしながら、「中国は一つと我々の立場、国家意思は厳然としている。最高裁による民事訴訟法上の手続きがとられれば、その囑託に対応し回答するのは当然（要約）であると答弁した。
- ⑧ 昭和六二年一月一日付読売新聞参照。

一、事実経過

「光華寮」とは、京都市左京区にある中国人留学生寮のことで、土地は約三〇〇坪、家屋は鉄筋コンクリート五階建地下一階付共同住宅で、建物の総床面積は約六四三坪である。

ちょうど第二次大戦も終戦に近づいた昭和二〇年頃、日本政府がこの物件を所有者である合資会社洛東アパートメント（代表者藤居庄次郎）から借り受け、中華民国留学生の集合教育のための宿舎として使用し、管理を京都大学が行っていたものである。

終戦と共に集合教育が廃止され、それと同時に京都大学の管理も中止されたが、他に行き先のない留学生らは、これを光華寮と称して居住し続けた訳である。ただしその管理運営には自治委員会なる組織があたっていたが、この時以来京都大学も留学生らも賃料を払うことができなかった。

このため所有者は国税庁をはじめとする国側やその他のものとの間に売買交渉を行ったが、現住の物件であること等々の理由により、契約はいずれも成立しなかった。

その後昭和二二年頃、戦争中日本軍が中国大陸から掠奪してきたとされる多くの物資が発見された。これを聞いた留学生代表らが、これら物資の処分による留学生の救済資金の捻出をGHQに働きかけ、その結果物資売却金をもって留学生救済資金に充当することが決まったのである。

その後昭和二五年五月、中華民国の代表機関であった中華民国駐日代表団が、所有者から二五〇万円で本件土地・家屋を一括購入したが、代金の授受は行われたにも拘らず、この時所有権移転登記手続きは行われなかった。

昭和二七年四月、わが国と中華民国との間に日華平和条約が締結され、正式の外交関係が樹立されると同時に中華民国大使館が設置され、中華民国駐日代表団の事務一切を引き継ぐことになった。

そして同じ年の一二月、本件土地・家屋の所有者と中華民国との間に改めて売買契約が締結され、その代金を三〇〇万円とし、昭和二五年五月に二五〇万円は支払い済として中華民国側は残金五〇万円を支払った。

しかしこの時も所有権移転登記がなされなかったため、中華民国側は登記請求訴訟を提起し、その結果勝訴して、昭和三六年六月、当該売買契約を原因とする所有権移転登記を完了した。

時代は移って昭和四一年頃になると、わが国では学生運動が盛んになり、学園の封鎖や機動隊の学内導入による学生との衝突などのいわゆる学園紛争が全国的規模で頻発するに至った。

中国大陸でも昭和四一年の夏頃から、毛沢東の指導下における中国全土の一大政治闘争が開始された。いわゆる文化大革命である。「造反有理」を唱え、古い思想・文化・風俗・習慣などの打倒を叫んで紅衛兵が出現し、労働者と共に中国共産党内のいわゆる実権派追放のために立ち上がったのである。

この行動は後に毛沢東の左寄りの重大な誤りとして歴史的評価が下るが、一九六九年頃までは文革派と実権派との間に壮絶な権力闘争が繰り広げられたのである。

このような背景の中で、光華寮においても多くの他の大学の寮と同様に、一部の中国人過激派学生グループの占拠事件が起きた。彼らは「毛沢東思想万歳」のスローガンを掲げて寮規則を無視し、強引に管理・運営権を掌握しようとしたのである。^①

これに対し中華民国側は在留の学生らに対し、中華民国駐大阪総領事館の本件家屋に対する管理を阻害したとし

て、家屋の明渡し若しくは借用契約の締結をするよう通知した。^②

そしてこの通知に対する同意が無いままに、中華民国側は昭和四二年九月、京都地裁に対し所有権に基づく土地・家屋の明渡しを求めて提訴したのである。

以上の事実関係の他、当該事件には戦後の日中関係史が深い関わりを有している。以下順を追うと、

昭和二十四年一〇月一日、大陸において中華人民共和国（いわゆる北京政府）成立、

昭和二十四年二月七日、中華民国（いわゆる台湾政府）首都を台北に移す、

昭和二十七年四月二十八日、日華平和条約締結、

昭和四七年九月二十九日、日中共同声明発表（事実上の日華平和条約の終了）、

昭和五三年一〇月二三日、日中共同声明に基づく日中平和友好条約締結。

注

① 中嶋嶺雄『中国に呪縛される日本』（一九八七年、文芸春秋社）、七七頁参照。

② 登記完了後の昭和三六年七月頃から、寮の幹事会と自称するものが、入寮の際の審査や建物の一部改修等を行っていた模様である。

二、裁判経過

現在までに多くの新聞報道や論評等がすでになされているので、ここでは今まで出された四つの判決につき、その主たる論点を概説することにする。^①

光華寮事件をめぐる法的諸問題（浜谷）

(一) 京都地裁判決（昭和五二年九月一六日民事四部）

① 原告（中華民國側）の主張

(1) 本件土地・家屋は昭和二七年二月八日、中華民國が所有者から買い受け、昭和三六年六月八日、所有権取得登記を完了した。

(2) 被告（留学生側）らは、正当な権限なくして昭和三六年七月以降本件家屋に居住し、共同して本件土地・家屋を不法に占有している。

(3) よって原告は被告らに対し、所有権に基づく本件土地・家屋の明渡しを求める。

(4) （被告側が後に主張する）取得時効については、これを否認する。即ち自治委員会なるものは存在しないし、仮に存在していたとしても権利能力なき社団は権利を取得することができない。また自主占有ではないし、仮にそうだとすも自主占有だと信ずるにつき過失がある。

② 被告（留学生側）らの主張

(1) 原告が呼称している中華民國という国家は、昭和二四年一〇月一日の中華人民共和国の成立によって消滅した。従ってこれ以降中国人民を代表する唯一の国家は中華人民共和国のみであるから、原告の本訴請求についてはその当事者資格を有しない。

(2) 原告は各被告らに対し、明渡し請求をなすべき部分を特定せず、漫然かつ抽象的に土地・家屋全部の明渡しを請求しており、本件請求は請求の特定性を欠いている。

(3) ある国家でクーデターや革命が発生して新政府が樹立され、これが外国による承認を得た時、その承認を与え、た外国に所在する旧政府所属の公有財産は原則として新政府に移るとする考え方は、国際法上一般に認められている。

(4) 光華寮は国家有用の人材を養成するという公益目的を達成するため、国家施設として国が人民のために設けた公的性質を有する建物である。従って被告らの居住も公的関係に基づくものである。

(5) 本件土地・家屋は中国を代表する資格において所有された公的不動産であり、日本政府による政府承認切替えによって、所有権は新政府たる中華人民共和国政府に当然帰属するものであり、原告にはその所有権を主張する資格がない。

(6) 本件土地・家屋は、原告が所有権を取得したと主張する昭和二十七年二月八日頃には、すでに権利能力なき社団としての光華寮自治委員会が、自ら所有の意思をもって平穩公然と占有しており、その後もこの状態が継続していた以上、遅くとも一〇年を経過した昭和三十七年二月八日頃には民法第一六二条にいう取得時効が完成しており、本件土地・家屋の所有権は被告側に移行した。

③ 京都地裁判旨

(1) 「認定事実によると本件土地・家屋は、その資金の出所・使用目的からして、中国が在日中国人留学生のため引続き寮施設として使用するために買い受けた公有、公共用財産といわなければならない。」

(2) 日中外交関係史上日本は、当初中華民国政府を唯一の中国人民の代表機関として承認し外交関係を樹立していた所、昭和四十七年九月二十九日、これまでの方針を変更して、中華人民共和国政府を中国の唯一の合法的政府として承

認し日中共同声明を發した。これに従って日華平和条約は事実上終了したとの政府見解が發表された。「又、台湾地域は日本政府が中国に返還したもので、中華人民共和国が同地域を中国の一部であると主張することを理解し、尊重する意図である旨を表明したことは公知の事実である。」

(3) このようにある国家に革命が起り新しい国家が成立したが、旧国家も、その領土の一部を支配して事実上併存し、承認の変更があつた場合、外国にある公有、公共用財産に対する支配権がどうなるかということは國際法上難しい問題であるが、当裁判所はわが国が中華人民共和国政府が唯一の合法政府であることを承認している以上、中国の公有である本件財産に対する所有権・支配権は中華人民共和国政府に移り、中華民国政府の支配を離れたものと解する。」

(4) 鑑定人（安藤仁介神戸大学教授・國際法）は、「外国公館のような国家の代表機能に直接係るものであること以外のものは、事実上の支配関係、用途、性質、取得時期を考え個別的に帰属を判断すべきであるとしているが、そうした点を考えても本件財産が中華人民共和国政府の支配下に入ったという結論を変える必要はない。」従つて本件・家屋の所有権が原告にあることを前提とした原告の本訴請求は理由がなく、よつて權利保護の資格がないのでその訴えを却下する。

(5) なお日本政府の中国に対する政府承認切替えにより、「原告の当事者能力自体を問題とせねばならないが、原告が今尚台湾とその周辺諸島を支配し、事実上の国家形態をとっていることは否定できない事実であつて、そうしたものといたども対外的な私的取引その他より生じた紛争の解決をわが裁判所に求めることはもとより差支えないことであり、当事者能力まで否定する必要はないと考える。」

(一) 大阪高裁判決（昭和五七年四月一四日民事六部）

認定事実等は重複を避けるために省略し、あらたな争点や主張のみを要約する。

① 控訴人（中華民国側）の主張

- (1) 本件家屋の占有関係を特定し、これに基づいて当該占有部分の明渡しを請求する。
- (2) 中華人民共和国が昭和二四年一〇月一日に成立したことは認めるが、中華民国がこれによって消滅したことなく、昭和二四年一二月七日に首都を台北に移転した後今日に至るまで、台湾及びその周辺諸島を統治・支配していることはまぎれもない事実である。

(3) 日本の政府承認切替えの事実は認めるが、前述のような実効支配がある以上、この政府承継は不完全なものと言うべきであるから、中華人民共和国政府の統治・支配の地域外である日本国内に存在する本件不動産の所有者が、政府承継により移転したものとみることはできない。

(4) 「仮に光華寮自治委員会なるものが存在したとしても、権利能力なき社団である同委員会は、本件建物の所有権を取得することができない。」

(5) また「占有は自主占有ではなく、仮に自主占有であるとしても占有のはじめに過失があったものである。」

② 被控訴人（留学生側）らの主張

- (1) 昭和二四年一〇月一日の中華人民共和国の成立によって中華民国は消滅したものであるから、控訴人には当事者能力がない。

(2) 仮に当事者能力を認めたとしても、控訴人には当事者資格がない。即ち国家有用の人材養成という公的目的のために設けられた光華寮が公有財産である以上、政府承認の切替えによって中華人民共和国へ所有権が移行したことは明らかであり、控訴人は本件不動産につきその所有権を主張する資格を喪失している。

(3) 権利能力なき社団である光華寮自治委員会は、占有開始後一〇年を経過した遅くとも昭和三七年二月八日頃には時効による所有権を取得しており、これにより控訴人は右所有権を喪失した。

③ 大阪高裁判旨

(1) 本件訴えの適法性について、まず第二次世界大戦終結後から現在までの日中関係史など、認定事実については第一審通りである。また鑑定人の意見等にも見られるように、中華民国政府は「承認されていない事実上の政府」若しくは「承認の取消しを受けた政府」である。

しかしながら公知の事実として、昭和二四年以来今日に至るまで、中華民国が台湾を中心とする周辺地域を現実に統治・支配し続けており、これを消滅したとすることは不合理である。

(2) 当事者能力については、これを認めるにつき何ら支障はない。即ち日本には未承認政府の当事者能力の認否を定めた国内法令や締結された条約がない。また国際法上の現状も、未承認政府の出訴権については当事国の裁判所に委ねられており、未だ確立された基準や原則はない。

ただし学説中には「承認によって新政府は承認を与えた国家の法廷に訴訟を提起する権利を獲得する」と説くものもあり、裁判例の中にはかかる考え方に従ったものもある。しかしながら政府や国家の承認は多分に政治的要素を含み、国際関係の処理といった見地から決定されるのが通例である。

一方国内裁判所は、国内における法律上の紛争、とりわけ私的な法律上の紛争をいかに合理的に解決すべきかという見地から判断することをその主たる任務と目的にしている。従って行政府の政治的決定をそのまま私的な法律上の紛争解決の判断基準に用いることは必ずしも適切でなく、政府の承認と外国法廷における当事者能力を直結させる考え方に従うことはできない。

故に控訴人（中華民国側）を私的な法律関係の当事者として国内裁判上取り扱うことに何ら不合理性は見い出せない。

更に控訴人を以上のように取り扱っても、国際法上の地位やそれに由来する権利・義務などに関し、それらを変更したり影響を及ぼしたりすることはないと考えられることから、日中共同声明に抵触したり、中華人民共和国政府の立場を軽視、毀損するものと見ることはできない。

また「控訴人と被控訴人らとの間の本件建物の明渡しをめぐる紛争は」、「控訴人が当事者となっている私的な法律上の紛争であることが明らかというべきであり」、「結局控訴人は本件訴えにつき当事者能力を有するものと認められる。」

(3) 当事者適格及び権利保護の資格について原判決はこれを否定しているが、この判断の前提となっている国家消滅論及びそれに基づく公有財産の所有権の移動は肯定できないばかりか、本件不動産の取得時期及び用途等に照らし、原判決の考え方を認めることはできない。のみならず本件建物の性質から「本件建物の所有権喪失の有無のごときは、本案の当否のみにかかわる事実であって、原判決にいう権利保護の資格ないし被控訴人らという当事者適格の存否にかかわるものとは考えられない。」

即ち政府の不完全承継にあたる本件の場合には、第三国内（日本）に所在する旧政府名義の諸財産の取り扱いは法廷所在地の国内裁判所の判断に委ねられており、それに関する国際的な原則及び基準は確立されていない。

本件の場合、控訴人の本件不動産の取得時期（昭和二七年）は、合法的政府としてわが国から承認されていたという事実等も考え合わせると、結局控訴人には訴訟要件に欠けるところはなく、よって原判決は失当であるからこれを取り消し、本件を京都地裁に差し戻すこととする。

このような大阪高裁判決に対しての上告は、上告理由書の提出がないことを理由に却下され、京都地裁に差し戻された。^⑥

（三） 京都地裁判決（昭和六一年二月四日民事三部）

原告・被告双方の主張は差し戻し前のものとはほぼ同様なため省略し、以下に京都地裁の判旨のみを要約する。

(1) 取得時効については認められない。即ち「本件入居者により構成される権利能力なき社団が存在し、それが本件建物を占有してきたとしても、その占有は所有の意思に基づくものとは言えないし、またその所有と信じたとすればそれは過失があるから、その社団が本件建物を時効により取得するものではない。」

(2) わが国の中華人民共和国政府の承認と、その後の事実上の政府としての中華民国の存在は、原審認定事実の通りである。

(3) 更に次の事実を認めることができる。即ち原告が本件建物を買受けた目的は、中国人留學生の住居問題を解決することにあつた。その後原告が所有権登記を完了した時点で、その管理に服さない寮生らに建物の明渡し若しくは

契約書の提出を求めたのに対し、寮生らはこれを無視したため当裁判所への提訴となった。この間「中華人民共和国政府は、本件建物をもって支配したとか、わが国政府に対し本件建物がその所有である旨の主張をしたり、本件建物を支配しようとしたとかの立証はないし、本件訴訟でもその旨の主張をするための手続きもとっていない。」

(4) 政府の承継には「完全承継」と「不完全承継」とがある。前者は旧政府が完全に消滅し、その所有になる全ての財産が新政府に承継される場合であるのに対し、後者は旧政府が未だその国の一部の領土を実効支配しているため、外国をはじめとして新政府の支配の及んでいない地域に存する財産の承継には当然制約がある場合である。

しかしながら財産所在地の外国が政府承認の切替えを行った場合には、旧政府が国を代表して所有・支配していた外交財産や国家権力行使のための財産は、新政府に承継されるものと解される。「しかしそれ以外の財産、特に旧政府が新政府成立後に取得した財産で、新政府が支配も権利主張もしていない財産については、承認の切替えにも拘らず、旧政府はその権利を維持し、その外国内においてその財産についての権利行使をすることができると解すべきである。」

かかる見解に従ってわが国の政府承認の切替え及び政府承継の事実関係を見ると、これは明らかに「政府の不完全承継」に概当する。更に本件不動産は日本国内に存在し、「外交財産でも中国の国家権力行使のための財産でもなく、その上これは中華人民共和国政府の成立後に原告が取得したものであって、中華人民共和国政府がこれを支配したり、その権利を主張したこともないのであるから、原告は右の政府承認の切替えにも拘らず、本件建物に対する権利を失わず、「引き続きその権利を行使することができる。」

また「このような学生寮の経営は非権力的な行為であって、国家でなければ行えないようなものでなく、これを行

うにつき財産所在国の承諾を要するものでもないから、」承認切替えの効果及ぶものとは言えない。

以上の認定・判断によると、原告の被告らに対する本件建物の明渡し請求には理由がある。

これに対し被告留学生側が控訴した。

四 大阪高裁判決（昭和六二年二月二六日民事一〇部）

① 控訴人（留学生側）らの主張

(1) 鑑定人の意見に共通しているのは、当該問題は「諸般の基準を総合判断して、最終的には承認国政府が個別的に判断すべき裁量的問題」であり、行政府がこの「粹を逸脱した場合にのみ司法判断の対象となるのであって」、このように「司法判断が先行することは、行政の領域に対する司法の介入として問題の余地がある。」

(2) 「中華人民共和国政府は、日中国交回復後の昭和四九年五月七日以降現在まで十数回にわたり、日本政府に対し一貫して本件建物の所有権を主張してその名義変更を要求」している。また当初から同国の人民の一員たる控訴人（留学生）らによって間接的にこれを支配しており、特に日中国交回復後は、昭和五六年以降の六四名の入寮生をはじめとして大量の留学生を派遣してきた。更に「建物の改修工事を施工するなど、本件建物を現実に管理し支配している。」

(3) 本件建物の買受資金には、日本軍による大陸からの掠奪物資売却保管金が充てられており、この被害者が中国大陸における中国人民である以上、政府承認切替え、国交正常化の時点で中華人民共和国政府に移管される不動産で

あることは明確である。

(4) 「本件建物は、中国人学生寮としての用途に供する行政目的を達成するために買収されたものである。」留学生派遣は、近代化促進を国家の基本政策とする中国では最重要な国家的行事である。従ってこの留学生のための宿舍は、国家の「重要な行政財産であり、国家でなければ設営できない性質のものであり、」その重要性は領事館や文化センターに劣るものではない。即ちその設営は国家権力の発動以外の何ものでもない。

② 被控訴人（中華民国側）の主張

(1) 日中共同声明における内容を認めるにしても、日本政府は、台湾地域に中華民国を名乗る「承認されていない事実上の政権」が存在することを否定する義務を有しない。

またアメリカには「台湾関係法」が存し、実質的な外交関係は存在しているし、中華民国と正式な外交関係を有する国家も現に二〇数ヶ国存在する。更に日本との関係においても、未承認政府ではありながら貿易・経済・航空を初めとする人的交流・文化交流は年と共に増加している。

(2) かかる事実を見る時、中国における新政府と旧政府との間の承継は「不完全承継」と言わざるを得ない。「かかる場合、承継国の管轄下に所在しない旧政府の財産の所有権者は変更しない。」即ち「新政府が所有権の権利主張をできる財産は①外交財産や国家権力行使のために存在する財産で、新政府が自ら占有しているもの、又は正当な権原に基づいて占有しているもの、及び②旧政府から新政府に特に譲渡されたものに限られる。」

本件はこれらにのいずれにも該当せず、従って中華人民共和国の権利主張には理由がない。

(3) 本件不動産が、旧日本軍の掠奪物資の売却代金による買受けであるとするとする主張は否認する。

(4) 国費留學生の派遣は近年多くの国家に見られる行為であり、中華人民共和国に限られたものではない。従って同国の日本への国費留學生派遣と本件建物の所有権帰属とは何ら関係がない。

③ 大阪高裁判旨

当裁判所も被控訴人（中華民国側）の本訴請求は正当と判断する。その理由は概ね原判決理由説示の通りである。以下それに付加された部分につき述べる。

(1) 「承認切替えによって、本件建物が中華人民共和国に承継されるか否かは、被控訴人による本件建物所有権取得の経緯、理由、本件建物の性格、使用目的、利用状況など具体的事情に照らして判断する他ない。」

(2) 更に昭和二〇年頃から訴訟に至るまでの本件建物の経緯については、原審の認定事実の通りである。ただし加えて、被控訴人による本件建物の購入後もその管理は入寮生による幹事会が行い、終戦当時は新旧両政府の支持者がこもごも入居する状態が続いた。

(3) これら事実に従えば、「本件建物は外交財産若しくは国家権力行使のための財産と認めることはできず、新政府成立後に、単に本件建物に入居する寮生らの窮状を救済するため、被控訴人によって購入した財産にすぎない」と認められる。従って「日本政府による承認の切替えによって新政府に承継されるべき財産と認めることはできず、」被控訴人は引き続き本件建物の所有権者たる地位を失うものではない。

(4) 控訴人（留學生）らの当審主張について、第一の行政領域の司法介入については、「被控訴人の本訴請求は建物所有権に基づく妨害排除請求であり、その実態は一般の民事訴訟事件と何ら異なるところはないと言うべきであるから、控訴人らの本主張は採用できない。」

第二の中華人民共和国による権利主張については、確かに所有権の主張や名義変更の要求が昭和四九年以来今日まで認めることができる。しかし前記判断の通り「本件建物は、我が国の承認切替えによって中華人民共和国政府に承継されるべきものではないのであり、右権利主張によって、右承継されない財産が承継されるべき財産に転化すべき法的根拠は存在せず、」本主張は採用できない。

第三に本件建物の買付け資金について、控訴人の主張する事実を認めるに足る証拠は存しない。即ち控訴人らが提出した証拠はいずれも私的団体の機関誌等であり、その内容は「極めて漠然とした報道の域を出ず、」客観的裏付けを欠き、直ちに措信することはできず、他に右事実を認めるに足る証拠は存在しない。「従って本主張は採用できない。」

第四に本件建物の購入目的についても、これは中華人民共和国政府成立後に、単に寮生らの窮状を救うために中華民国政府が購入した財産であって、被控訴人によって行政目的の達成のために買受けられた事実を認めるに足る証拠はない。従って本主張も採用できない。

以上の諸点から「被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却する。」

注

- ① 以下この章における四つの判決について、便宜上「」内は判決文からの引用であり、その他は判決文の要約であることをお断りしておきたい。
- ② 傍点は筆者。ここでは「国家承認」と次に述べられる「政府承認」とが明確に区別されてはおらず、問題を残している。
- ③ 民事訴訟法第三九八条及び第三九九条参照。

三、大阪高裁判決後に見る中華人民共和国側の主たる主張

中華人民共和国側は、この事件が訴訟へ持ち込まれた当初には表立った反応を見せていなかった。しかし昭和五七年の大阪高裁による差戻し判決頃から重大な関心を寄せ始め、昭和六一年の京都地裁判決以降は公の批判を強めている。本稿の最初に触れたように、昭和六二年の大阪高裁判決以降は、訪中するわが国要人のことごとくにその批判を展開しているのは衆知の通りである。

特に昭和六二年の判決に対する反応は早く、同日中に劉述卿外務次官は駐中国中江日本大使に覚書きを手渡し、当該判決は日中間の基本原則に関わる重大な点で法律的にも政治的にも誤っており、特に日台関係の認識については、日中共同声明の精神に違背する旨申し入れを行った。

その後も数人の国際法学者や知識人等が中国のマスコミ等で論陣をはり、中国側の主張を展開しているが、ここでは紙面の都合もあり、昭和六二年三月六日付の『人民日報』に掲載された北京大学の趙理海教授（国際法）の論文によって、その主要な三つの主張を見ることにする。^①

その第一は、中華民国の訴訟権能力である。即ち同教授は、台湾を一つの地方当局としては認めながらも、日本の裁判所による中華民国名義の訴訟受理は、台湾を一つの政治実体とみなしての官辺関係の樹立を意味すると主張する。即ちこのことは「一つの中国、一つの台湾」を承認したことと同義であり、到底認容されないこととする。

第二は、国家財産の国家承継と政府承継についてである。即ち前者には完全・不完全の別があるが、後者には完全承継しかないと主張する。従って判決はこれらを意識的に混同している他、その根拠とした大陸法系の考え方（公有

財産を公的財産と私的財産に区別)も現在は衰退しており、仮にその考え方に立つとしても、判決が公的財産を外
交・領事財産のみに限ったことは誤謬があるとする。

第三は、日中国交回復後の中華人民共和国側の光華寮に対する所有権主張に関する国際義務についてである。即ち
裁判所も国家の一機関である以上、他の機関には独立対等の関係に立ったとしても、国家自身の上に立つことはでき
ないのであるから、三権分立・司法権の独立とは言え、対外的にはその政府が、国家を代表して日中共同声明及び日
中平和友好条約に反する判決を是正する義務を有する、と主張する。

これらの論旨に対する反論については、次章の私見の中でまとめて論述することにする。

注

- ① 伊藤一彦「光華寮事件判決への対応」、『ジュリスト』第八八三号(一九八七年五月一日)、海外法律情報—中国。
- ② 以下の論述については、伊藤一彦「前掲論文」、七八頁を参照。

四、裁判を通した主たる論点の解説及び私見

(一) 中華民国消滅論(当事者能力を含めて)

昭和二十四年一〇月一日の中華人民共和国の成立によって中華民国は消滅したとの論がある。しかし判決文の中にも
述べられているように、台湾政府は台湾を中心とした周辺諸島を事実上国家形態をとって統治・支配しており、昭和
二十四年二月七日に首都を台北に移してからも、現在に至るまで一九五〇万余の人々が実際の生活を営んでいる事実

を否定できない。

更に世界二〇数ヶ国は台湾政府を国家として承認しており、また日本やアメリカをはじめとする数多くの国が私的取引やその他の実務的、経済的關係を保持し、活発な民間交流を行っている以上、この間における利害の調整や法的紛争を当該国の裁判所で解決できないとすることはなほだ不合理である。従ってたとえ承認を取り消された政府であっても「私的な法律上の紛争に関しては、問題となっている財産等の所在地国の裁判所で当事者能力を認め、その国の法令に従って公正な解決をはかることは国際法上の一般的慣行として受け入れられている」ということも、いわば当然のこととして理解できる。

これについて学説上は未承認政府の出訴権（当事者能力）について、これを政府承認の効果と考へて否定する説と、裁判所の決定は国内における私人間の法律關係の適正化にあり、必ずしも國際關係の処理を目的にはしていないとしてこれを肯定する説とが存在する^③。

ただし政府の承認という行為は多分に政治的要素が多く、これと司法上の当事者能力を直結して考へることに合理的意味はない。しかも國際法は、承認の法的意味を國際的場面にのみ関わらしめていたのであって、国内法上の効果を規制することを意図するものではない^④。従ってこの場合には、あくまで司法裁判の第一義的目的である法的紛争の合理的解決や法的關係の適正化といった視点で判断すべきである。

また当事者能力付与の要件については各国の法制ないし慣行に委ねられており、未だ確たる國際法上の原則は確立されていない^⑤。

その意味で前記肯定説を採用した本件判決は意義深いものであり、承認を取り消された政府の原告としての当事者

能力を明確に認めた例として特筆に価するものである。

ましてわが国には現在、未承認政府の当事者能力に関する条約や国内法も存在していない。従って先例^⑥や国際慣行にのっとりて中華民国に当事者能力を認めたわが国裁判所の判断は、何ら法的疑義はないものと考えられる。

加えて現在承認を取り消された事実上の政府も、出訴当時は合法的に承認されていた政府であり、それが現在も国家形態をとって一定地域を実効支配している以上、出訴権者としての能力に裁判上継続性を認めることが合理的であつて、政府承認切替えの効果は及ばないと解することを妥当とする。

(二) 光華寮の公有財産論（権利保護の資格を含めて）

本件不動産が公有財産か否かの結論は、次段階における政府の承認切替えの法的効果と密接な関係を有する。即ち公有財産としての認定がなされれば、承認の切替えによって新政府へ所有権・支配権が移行するとする有力な考え方が存在するからである。このことはまた政府承継の形態とも大きく関係するが、これについては次節で論ずる。

ところで公有財産とは何かを決めることは必ずしも容易ではない。「一九八三年三月～四月のウィーンの外会議で採択された国有財産、公文書及び負債に関する国家承継条約では、国有財産 *state property* を先行国（被承継国）の国内法に従つてその国に所有されていた財産、権利及び利益と定義する（第八条）^⑦」。

しかしこの定義を当該国内法に委ねざるを得ないところに、確定的概念とはほど遠い現実を見ることが出来る。即ち国内法ないし法系による大きな差異は、国際的統一概念の確立を著しく困難にしているからである。

しかしながら本件における建物は、明らかに公有財産とは認めがたいものである。確かに国費留学が国家の人材養

成という公益目的の達成にあり、私費留学に比べ公益的要素が相対的に大きいという点は認められるにせよ、その留学生の宿泊施設もまた公的性質を有する財産と即断することはできない。何故なら「留学」という概念自体を全て国家的行事とは考えにくい（私費留学もある）以上、その宿泊施設を外交財産若しくは国家権力行使のための財産とは到底認められないからである。ましてそれは国家でなければ設営できない性質のものではなく、その運営も明確に非権力的行為である。つまり運営を行うについては財産所在国の承諾を要するものでもない。

即ち本件建物の用途、性質等から判断して、中国を代表する国家機能に直接関わらないものであることが明確な以上、これを大使館や領事館のような不動産と区別して取り扱うことは不合理とは言えない。従って当該建物が公有財産であることを理由にして、中華民国側に「権利保護の資格がない」とした留学生側の主張は認められない。

(三) 政府承認切替えによる公有財産の所有権・支配権の移動（当事者適格を含めて）

この問題の前提として、先に政府承継の問題に触れる必要がある。国際法上政府の承継には完全承継と不完全承継の概念とがある。前者はある国家において、革命やクーデター等によって旧政府が完全に消滅して新政府が成立した場合で、この時には旧政府の財産は全て新政府に承継される。これに対して後者は歴史上分断国家などに多く見られる例で、旧政府が完全には消滅せず、その国の領土の一部を実効的に支配している場合である。この時の旧政府の財産は、新政府の実効支配している地域に存するもののみが新政府に承継され、その他の財産等については所有権の移動は起こらないと解されている。

ところで本件訴訟の審理中に行われた日本の政府承認切替え行為は、實際上、国際法上の政府の不完全承継という

現実を生み出した。このことは新政府の支配の及んでいないわが国所在の旧政府の財産が、原則として新政府には承継されないことを意味する。

しかし国家にとって政府はその代表機関としての重要な要素であり、その承認の切替えを行った財産所在国は、旧政府の財産に対して相応の法的効果を与付する必要がある。即ち旧政府が国家を代表する資格において所有し支配していた外交財産（大使館の建物、外交使節の官舎、政府機関の事務所等々）及びその外国が旧政府に認めていた国家権力行使のための財産（領事裁判所建物等）は、政府承認切替えに伴なう効果として新政府に承継されるものと解される。^⑧

しかしながらこのような国家権力行使に全く無関係な財産及び民間財産、いわゆる私法上の主体たる財産は、承認切替えによる効果としての所有権の移動は起こらないと解するのが妥当である。かかる考え方は国際法上の通説であるばかりでなく、一九八三年四月八日に国連で採択された「国家財産等の承継に関する条約」の底流をなす考え方もある。^⑨

更に事実上の政府としての政治的実体が現存し、わが国がこれと実質的な経済関係や文化交流または人的往来等を保持し続けていることを考える時、国際関係の安定性を重視して「国家の同一性を損わない限りにおいて、事実状態を最大限尊重するのが合理的」^⑩であると考えられる。

また本件建物は、旧政府が新政府成立後に所有権を取得した財産であるばかりか、新政府が実効支配した事実もなく、前述のように公有財産としての性質も有しないものである以上、到底承認切替えによって新政府に承継されるべき財産とは考えられない。

従つて中華民國側は依然として本件建物の所有権を失つてはいない訳であり、権利保護の資格を有するものと考えるのが至当であるから、この所有権を裁判によって確認し、その実効あらしめるための当事者適格についても、当然積極に解することが妥当である。

（四） 日中共同声明及び日中平和友好条約と国内法の適用による当該判決の法的関係

一国を代表する政府間合意である日中共同声明及びそれに基づく国家間合意である日中平和友好条約は、共に両国を拘束する法的効力を有している。これはそれらの国内法上の地位の問題とも密接に関連する。

条約等の国内法的地位については各国によつてしばしば相違が見られるが、わが国の場合、法律に優位することに一般には争いがなく、憲法との優劣関係について学説上の論争がある。^①

このように条約が法律に優位するとの考え方が一般的であることから、わが国の三権分立制の主張に対する中華人民共和國側の主張の中にも、当該判決は日中平和友好条約の精神に反するものであり不当であるとの議論がある。この主張は条約の国内法的地位の高さから一見妥当性が感じられる。

しかしながらこの主張に対しては、国家の二元（面）性の理論による反論が可能である。

即ち国家は、その活動に関し、二つの異なる行為を行い得るといふ二面性を有している。つまり国家は、一面で国民に課税したり、条約を締結したり、軍隊を保持したり、戦争や国際法の主体となつたりする主権的行為を行うが、他面で物資の売却や購入、建物の所有や賃貸、賃借といった非主権的行為も行うのである。

即ちこのような前提から、ある法主体に対して前者のような主権的行為を行う権利を認めたとすれば、その法主体

を国家として承認したとの見解も採り得るであろうが、後者のような非主権的行為を行う権利を認めたからといって、その法主体を国家として承認したことにはならない訳である。^②

この考え方を本件訴訟に当てはめるとすれば、台湾に対して光華寮の支配権・所有権を認めたからといって、台湾を一つの国家として認めたことにはならないし、まして台湾の国際法上の地位にいかなる変化も及ぼすものではないということである。

即ち当該判決は、日中共同声明における「中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」とのわが国の態度や、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する」「中華人民共和国の立場を十分理解し、尊重」するとのわが国の考え方に、何ら背馳するものではない。

このように日中間の条約に違背しない当該判決は、条約の誠実な遵守を規定したわが国憲法に反しないばかりか、その他の国際慣習や国際法上の原則にも配慮した判断を下しており、内外の法的批判に十分耐え得る内容と論理の展開であることは明白である。

(四) 光華寮の取得時効論

取得時効については当然のことながら認容し得るものではないが、その理由はほぼ判決で述べられたことに尽きている。

留学生側は昭和二五年五月頃、旧日本軍の中国大陸からの掠奪物資の処分代金によって光華寮が買受けられたという報告を受けた時以降、留学生らで組織された自治委員会が本件建物を所有の意思をもって平穩かつ公然と占有し続

けており、民法第一六二条に従って、それより一〇年を経過した時点で取得時効が完成したものと主張する。

しかしながら権利能力なき社団たる光華寮自治委員会が仮に存在していたとしても、前述の買取報告によって、同自治委員会の所有になったと信ずるに足るものはなかったはずである。少なくとも買取以前は洛東アパートメントの所有、買取以降もせいぜい中華人民共和国の所有に帰すること程度を信じていたにすぎない。

従ってこの占有は留学生らの所有の意思に基づく自主占有と言うことはできず、その所有を信じたとすれば、それには重大な過失があったと言わねばならない。よって取得時効の主張には理由がない。

（六） その他

三で述べた趙教授の論述の中に、わが国の裁判所が公有財産の国家承継と政府承継とを意識的に混同している、との主張がある。同教授が公有財産の政府承継には完全承継しないと主張している点にはなほだ理解しがたい。わが国が「中国」という国家を承認していることについては、政府承認切替えの前後を問わず明らかである。従ってわが国の政府承認切替えに伴う効果は単に公有財産の政府承継の問題を現出したにすぎないものであり、その実態が国際法上の通念である政府の不完全承継の概念に相当すると結論づけたことも、この意味で明白かつ妥当と言う他ない。このような点から、当該判決中に公有財産の国家承継と政府承継とを意識的に混同している事実はない。

また司法の独立についても誤解があると言わねばならない。即ち趙教授は、裁判所も国家機関の一つである以上国家そのもの上に独立することはできず、従って国家の対外的代表機関が政府である以上、かかる判決の放任に関する日本政府の責任は免れないと主張する。

この点についてわが国は、三権分立制を基本的な政治制度とする法治国家である。従って国家といえども現行の法の理念に反する活動は行い得ず、この根本的体制の中に司法権の独立が保障されているのである。いわゆる法の支配が確立している訳である。従って憲法が規定した政治体制の基本たる三権分立制が仮にないがしろにされ、政府主導による司法介入によって、“日中平和友好条約の精神を守れ”という中華人民共和国側の一方的主張を実現したとすれば、これは政府が「法」の上に立ち、条約が憲法に優位して国家体制を変革するというゆゆしき事態を現出する。また本判決が条約の精神に背馳するものでないことはすでに述べた通りである。

一方党の支配が確立している中華人民共和国では、「中国国内において不当とする判決があった場合、国家を代表する政府に責任があるとして、政府による裁判所への介入が認められる。」^⑬

このような大きな政治制度的相違の存在が両国の相互理解を妨げているが、他にもあるとされる複雑な理由については次の背景で触れることとする。

注

- ① 日台間には一九七二年二月、経済、文化及び人的交流に関する民間実務協定が締結されている。日本側窓口としては財団法人「交流協会」、台湾側のそれは「亜東關係協会」である。
- ② 西俣昭雄、研究ノート「光華寮事件」、『亜細亞法学』第二二卷一号（一九八七年）、八五頁。
- ③ 澤木敬郎「訴訟係属中政府承認が取消された外国政府の当事者能力」、『判例タイムズ』第五〇五号（一九八三年一月二〇日）、二二二頁参照。
- ④ 広部和也「わが国が中華人民共和国政府を承認した後わが国にある中華民国政府の公有財産の所有権の帰属」、『ジュリスト』第六六六号（一九七八年六月一〇日）、二四六頁参照。
- ⑤ 筒井若水「政府承認撤回後における地方政権の訴訟能力」、『ジュリスト』第七九二号（一九八二年）、二七三頁参照。

- ⑥ 広部「前掲論文」、二四六頁。ちなみに未承認政府の原告としての出訴権を否認する国はイギリス、アメリカ、スエーデン、ベルギー等々比較的英米法系諸国に多く、逆に出訴権を肯定する国はオランダ、エジプト等がある。広部「前掲論文」同。同じく宮崎繁樹編『国際法』、基本判例双書（一九八一年五月）、五九頁参照。
- ⑦ 筒井「前掲論文」、二七四頁参照。
- ⑧ ちなみに日本は、政府承認切替えと同時に、外交財産及び領事財産を台湾側から全て没収し、中華人民共和国側に委譲した。
- ⑨ 村瀬信也「光華寮訴訟と中国の対応」、昭和六二年五月一二日付毎日新聞夕刊。
- ⑩ 広部「前掲論文」、二四七頁。
- ⑪ 拙稿「日米における条約の国内法的地位の相違とその問題点」、『憲法研究』第一七号（一九八四年二月）、一三〇―一七頁参照。
- ⑫ 波多野里望「光華寮問題へのけん制慎め」、昭和六二年七月一六日付朝日新聞朝刊。
- ⑬ 西侯「前掲研究ノート」、八八頁。
- ⑭ 中華人民共和国も近年の法制整備が進むにつれ、一九七九年に改正された人民法院組織法に規定されるように、その理念としての司法権の独立が掲げられるようになった。しかし実態は、あくまで司法権が行政権の従属的地位に置かれていることは明らかである。
「行政権の司法権に対する干与の排除」、「党による人民法院の指導」といった点の具体的解説については、西村峯裕、研究ノート「中国人民法院組織法改正をめぐる諸問題」―現代中国法研究(5)―、『産大法学』第二二巻第三号（一九八七年一月）、七一―七八頁参照。

おわりに
〜光華寮裁判の背景と展望〜

現在本件は最高裁に係属中である。従って少なくとも寮生らがわが国の法制度にのっとって裁判を続行している

間、中華人民共和国政府も国際法上これを尊重し、静観する態度が求められよう。

また「中華人民共和国がその意思によりわが国の民事訴訟法の規定に従い、この訴訟に参加することはもとより可能である」し、「最高裁の確定判決が出た段階で、もし中華人民共和国がその結論を認められないという場合には、国際裁判など国際法で用意されている手続きに訴えることができる。」^①従つてここ一年程のような裁判への圧力となりかねない行為は敵に慎むべきものである。

それにしても日本の政治制度に対する無理解と、内政干渉的とも言える強硬な日本政府への善処要求には、いささか当惑の感を拭い切れない。このような中華人民共和国側の態度とその背景にはいくつかの要因が考えられる。

まず第一はわが国でも叫ばれている「民間の時代」にふさわしい、その国際版としての台湾の経済的・社会的存在である。^②これは相次ぐ国際機関からの追放やそれまでの同盟国との国交断絶にも拘らず、経済的・社会的存在としての台湾の国際的地位には一向に変化のないことに如実に示されている。特に日台間、米台間においては、一般的経済関係はもとより、貿易や人的交流などは拡大の一端をたどっている。

一九八六年度の日台貿易総額（一二八億米ドル）は、日中間におけるそれ（一三六億米ドル）にほぼ匹敵する額であり、六〇分の一の人口比を要素に加えると、その経済発展の度合いが理解できる。^③思うにまかせない中華人民共和国側の経済状況を考える時、この事実に対するいらだちは想像に難くない。

今一つは中華人民共和国の国内政治事情が挙げられる。国史が権力闘争史でもある中国において、それは鄧小平体制が必ずしも一枚岩ではないことを示唆している。即ち先に彼の腹心であった胡耀邦総書記を更迭せざるを得なかった内政問題は、その深刻さの度合いを更に深めていると言つても過言ではない。

従って常に対日強硬姿勢を取り続けることが、一方で国内における保守勢力の抬頭を妨げ、他方で改革派の急進的態度を牽制する効果があり、その微妙なバランスの上にある現体制の現状を伺い知ることができる。

別の観点からの問題は、日中国交回復に際しての台湾に関する法的処理である。台湾にとって日華平和条約の一方的終了である日中共同声明は、台湾側所有の公有財産（外交・領事財産）没収という事態を引き起こした。そしてその後これらに対する何らの抗弁をも許さないまま今日に至っている。

この点をアメリカに見ると米国議会及び政府は一九七九年四月一〇日、中国側の強い反対の中で「台湾関係法」を成立させ、その中で「台湾政府の法的地位を明確にし（第四条）、軍事上、経済上の安全保障について規定し（第二条、第三条）、また必要とする合衆国内での法的手続きその他について詳細な規定を設けたのである。」^④これによって、アメリカの中華人民共和国承認前に保有していた台湾の外交財産をはじめとするあらゆる不動産等には、一切の所有権の移動も起きなかった訳である。

このように多年にわたって外交関係を深めてきた政府に対する政治的配慮は、国際間において特に重要である。ただしこのことと、当該判決内容自体とは全く無関係である。当該判決は、国際的にも十分批判に耐え得る画期的先例として高く評価されるものであることを確信する。

従って種々の国際的・国内的諸要因を勘案した現段階においては、上告を棄却して大阪高裁判決を確定させることが、最高裁としての最も妥当な判断と言えるのではなからうか。その最大の理由は、政府の公有財産の承継については、「完全承継」と「不完全承継」の各々の場合におけるその所有権の帰属になお対立があり、国際的に確立した原則が未だ現出していないという点を最大限に配慮しなければならない。

これらの問題について一定の指針となるのが一九八三年の「国家財産等の承継に関する条約」であるとすれば、現在はまさに過渡期であり、その意味でも妥当な判決と言わざるを得ない。今後一定の方向に国際的原則が確立されていくものと考えられる。

いずれにせよ、将来の日中関係の益々の緊密化が期待されている以上、法制度及び政治制度の相互理解の上に立った理性的解決こそが望まれているのである。

注

- ① 村瀬「前掲論文」、同。
- ② 中嶋『前掲書』、八一頁参照。今日、貿易額では世界第一六位、外貨準備高では世界第三位、コンテナの輸送量にいたっては世界のトップを占めている。
- ③ 中嶋『前掲書』、八一―八二頁参照。昨年（一九八七年）は、日台貿易総額が日中のそれを上回った模様である。
- ④ 西俣「前掲研究ノート」、八九頁。

以上本文中に示した参考文献の他、次の諸文献も参照させていただきました。厚く御礼申し上げます。

- 。 田村幸策『国際法』（一九六七年）、鹿島研究所出版会
- 。 田畑茂二郎『国際法』第二版（一九七九年）、岩波全書
- 。 P・C・ジュサップ『現代の国際法』（落合淳隆訳、一九七三年）、敬文堂
- 。 寺沢一・山本草二編『国際法の基礎』（一九七九年）、青林書院新社
- 。 田畑茂二郎編『ケースブック国際法』（一九七二年）、有信堂
- 。 彭明敏・黄昭堂『台湾の法的地位』（一九七六年）、東京大学出版会
- 。 寺沢一「日中共同声明の諸問題」、『ジュリスト』第五二八号（一九七三年）、有斐閣